

下川町再生可能エネルギー発電の促進による
農山村活性化基本計画

令和2年10月

北海道下川町

目 次

1 農林業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山村の活性化に関する方針	1
2 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域	2
3 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模	2
4 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項	2
5 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林業の健全な発展に資する取組みに関する事項	3
6 自然環境の保全との調和その他の農山村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項	3
7 農林業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価	4
8 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復	4
9 その他農林業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項	5

1 農林業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山村の活性化に関する方針

下川町は、北海道北部を流れる天塩川の支流名寄川の上流部、名寄盆地の東縁にある上川管内の北部に位置し、気候は、真夏が 30℃、真冬が-30℃と寒暖差が大きく四季の変化に富んだ地域である。

面積は、東西約 20km、南北約 30km の広がりを持ち、64,420ha を有し、そのうち約 90% が森林である。

本町の基幹産業は、農業と林業であり、農業では、約 3,840ha の経営耕地面積で水稻、小麦、そばなどの畑作に加え、酪農を中心とした畜産業が営まれているが、積雪寒冷地である厳しい気象条件を克服するため、600 棟余りのハウスで施設園芸作物の栽培を行い、フルーツトマトをはじめとする「高収益型農業経営」を推進している。

林業では、雇用の確保と地域への木材の安定供給を図ることを目的に、約 4,430ha の町有林面積で伐採、植林、育林を持続的に繰り返す「循環型森林経営」を基本に、川上から川下まで一連の事業者が活躍している地域である。また、未利用森林資源の新たな用途として、先駆的に森林バイオマスのエネルギー利用にも取り組んでいる。

本町は、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方を取入れた「2030 年における下川町のありたい姿」（平成 30 年 4 月策定）の 7 つの目標のうち、「エネルギーの地消地産」と「脱炭素社会」の目標達成に向けた「再生可能エネルギー導入促進ロードマップ」（平成 31 年 4 月策定）の導入方針に基づき、電気・熱・自動車燃料部門における省エネ対策、再エネ導入及び非常時の電力供給対策などを推進している。

このような中、本町における再生可能エネルギー発電の導入状況は、酪農法人による家畜糞尿を活用したバイオマス発電や民間法人による森林バイオマス熱電併給及び水力発電が稼働しており、「エネルギーの地消地産」や「脱炭素社会」の構築に大きく寄与しているところである。

このことから、当面は既に稼働している地域の農林業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進することとし、今後 10 年間（令和 12 年度まで）で再生可能エネルギー電気による非常時における地域への電力供給体制の構築と個別分散型の森林バイオマス熱電併給等の導入を目指すことを基本方針とする。

2 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在	地 目		面積 (㎡)
		登記簿	現 況	
A	下川町一の橋 155 番地 11	畑	畑	6,295.00
B	下川町班溪 1178 番地 2	宅地	宅地	4,619.96
〃	下川町班溪 1178 番地 3	宅地	宅地	4,229.91
C	下川町珊瑚	—	—	—
D	下川町西町 958 番地 1	雑種地	雑種地	14,460.00
〃	下川町西町 958 番地 2	雑種地	雑種地	140.00
〃	下川町西町 964 番地 1	宅地	宅地	1,567.10
〃	下川町西町 964 番地 2	雑種地	雑種地	3,118.00
E	下川町内	—	—	—

3 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備 考
A	バイオマス発電（家畜排せつ物、メタンガス発酵）	100kW	100kW×1基
B	バイオマス発電（家畜排せつ物、メタンガス発酵）	150kW	150kW×1基
C	水力発電	1,100kW	1,100kW×1基
D	バイオマス熱電併給（森林バイオマス、ガス化）	1,815kW	165kW×11基
E	バイオマス熱電併給（森林バイオマス、ガス化等）	300kW	
〃	小水力発電	30kW	
〃	太陽光発電	505kW	

4 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

特になし

5 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林業の健全な発展に資する取組みに関する事項

再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林業の健全な発展に資する取組みの内容
家畜排せつ物のメタンガス発酵バイオガス発電は、家畜ふん尿処理や悪臭対策に繋がりが、酪農業の健全な発展に寄与するとともに、有用なメタン発酵消化液（液肥）を有機肥料として農地に利用することができ、化学肥料の使用量削減及び耕畜連携による環境にやさしい土づくりにも寄与する。
水力発電は、多目的ダムである「しもかわ珊瑚湖」の貯水を利用している。このダムの目的の1つに流水の正常な機能の維持・増進を図ることとされており、農業用水の安定的な確保による農作物の安定的な生産に寄与する。
森林バイオマス熱電併給は、年間約 15,000 m ³ の原料を消費し、長期的かつ安定的な原料供給が必要とされている。原料は町内を優先に調達されていることから、原料の安定供給を目的とした地域林業関係事業者が構成する下川森林バイオマス原料供給協議会をはじめ、道内近隣林業関係事業者の経営の安定化に寄与する。
既に稼働している再生可能エネルギー発電による非常時における地域への電力供給体制の構築は、農林業の安定的な生産に繋がるとともに、農林業者の生活の安全・安心に寄与する。
個別分散型の森林バイオマス熱電併給の導入は、町内の森林バイオマス利用量の増加に繋がり、地域林業や地域経済の活性化に寄与する。
個別分散型の小水力発電や太陽光発電の導入は、非常時における自立型の電源としても利用することができ、農林業者の生活の安全・安心に寄与する。

6 自然環境の保全との調和その他の農山村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全と調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼすことがないように、必要に応じた影響の調査、検討等により、自然環境の保全に十分に配慮するとともに、隣接地への土砂流出、ばいじん、騒音、振動等がないよう必要な措置を講じるものとする。

(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

地域固有の個性ある美しい景観がつけられていることから、これらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行うものとする。

7 農林業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

当面は既に稼働している地域の農林業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電 3,165kW を促進することとし、今後 10 年間（令和 12 年度まで）で再生可能エネルギー電気による非常時における地域への電力供給体制の構築と個別分散型の森林バイオマス熱電併給等を 835kW 導入（合計 4,000kW）することを目指す。

なお、地域に存するバイオマスを変換して得られる電気の量の割合（「地域に存するバイオマス」のバイオマス比率）について、年間を通じて原則 8 割以上確保するものとする。

(2) 目標の達成状況についての評価

目標の達成度合いを確認するため、毎年度、認定設備整備計画についてその実施状況（設備整備の進捗状況、稼働状況）を調査し、認定設備整備計画の進捗を確認することとする。

なお、目標が達成されない場合は、原因分析を行い、達成に向けて必要な改善策を講じるものとする。

8 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業を中止又は終了する際は、設備整備事業者が発電設備の撤去及び土地の原状回復する義務を負い、撤去及び原状回復に係る費用を全額負担することとする。

また、土地を借用して整備する場合、設備整備計画の審査を行う際には、これらの事項に加え、原状回復されないときの損害賠償や土地の賃借期間の中途の契約終了における違約金について地権者と発電事業者の間の契約に含まれているか確認することとする。

9 その他農林業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

下川町再生可能エネルギー発電の促進による農山村活性化基本計画（以下「基本計画」という。）に基づく取組みの促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、町ホームページ等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の認定審査を行う際は、その内容が基本計画に適合するものであることのほか、必要な資金の確保が見込まれていること、設備整備計画が確実に実施される見込みであること、撤去時の契約事項等を確認することとする。

また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

(3) 設備整備計画の認定の取消し

認定設備整備計画に従って再生可能エネルギー発電の設備を整備していないと認める場合、設備整備計画に故意又は重大な過失により虚偽の記載が行われた場合、その他認定設備整備計画の確実な実施が見込まれないなどにより認定の根拠が失われたと認める場合は、その認定を取り消すものとする。

(4) 区域外の関係者との連携

町、設備整備事業者その他協議会の関係者は、本町の区域外の関係者とも相互に連携し、優良事例等の情報共有を行いながら、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電の促進に取り組むものとする。

(5) 基本計画の変更

再生可能エネルギー発電設備の整備を促進しようとする区域の追加及び変更、設備整備事業者による設備整備の提案などにより、今後、必要が生じた場合は、速やかに基本計画の見直しを行うものとする。